

第 2 章

計画の基本的な考え方

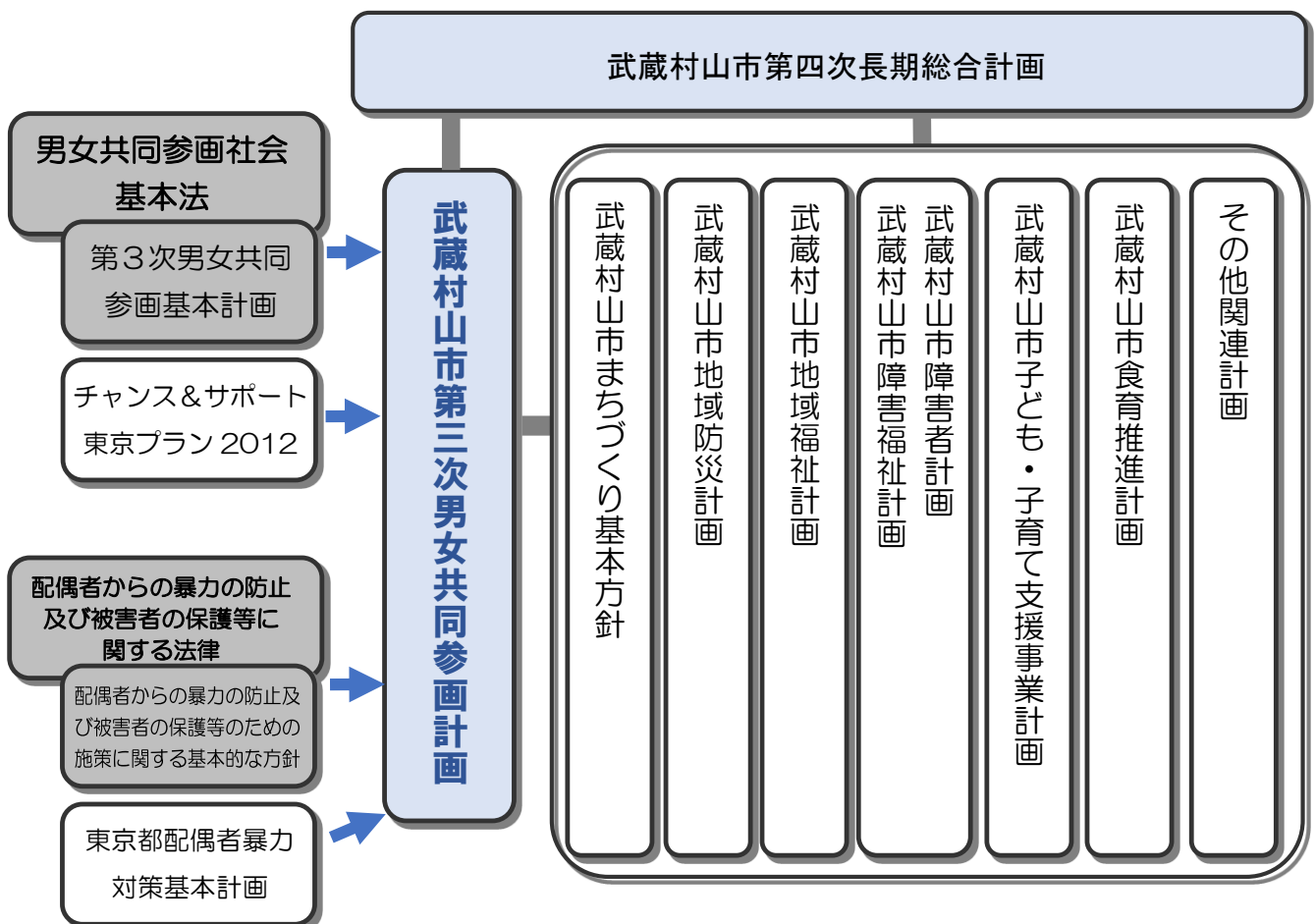
1 計画の位置付け・性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、次のような計画です。

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものとします。また、国の「第3次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2012」」の趣旨を十分に踏まえます。
- ② 「武蔵村山市第四次長期総合計画」における「前期基本計画(平成23年度～平成27年度)」、策定中の「後期基本計画(平成28年度～平成32年度)」の個別計画として位置付けます。併せて、関連する他分野の個別計画との整合性を図るものとします。
- ③ 計画の一部(DV対策関連分野)を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けるものとします。また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、東京都の「東京都配偶者暴力対策基本計画」の趣旨を十分に踏まえます。

図2 計画の位置付け



(2) 計画の性格

本計画は、次のような特徴を持っています。

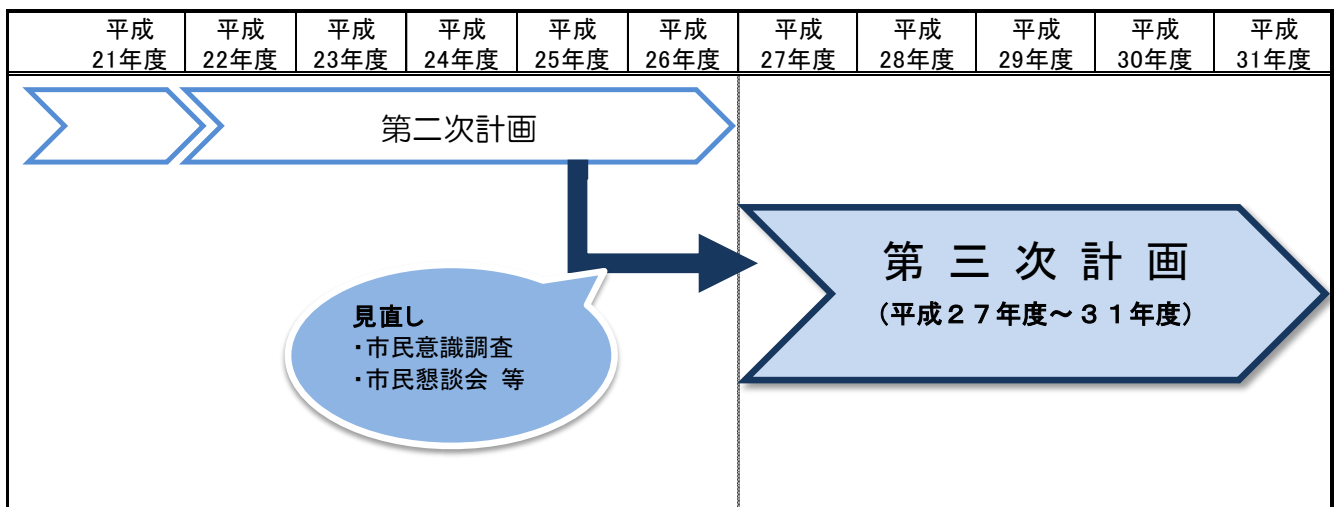
- ① 男女共同参画社会の実現に向けて、計画最終年度（平成31年度）の社会の方向性を見据えた本市の基本的な考え方と、本市が推進する施策を総合的かつ体系的にまとめています。これらにより、市内で活動するあらゆる市民・事業者等の理解と協力を得るとともに、更なる参画を期待するものです。
- ② 市民公募委員、有識者、各種団体代表者等で構成された武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会（平成25年度設置）による「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」の策定に向けた提言の趣旨を尊重して策定しています。
- ③ 市民意識調査（平成25年度実施）による現状の把握とパブリックコメント（平成26年11月～12月実施）による市民の意見を踏まえて策定しています。
- ④ 具体的な課題を提示し、その解決のために何を行うかということについて、できるだけ分かりやすく簡潔に表現しています。
- ⑤ 成果を重視した計画の進行管理を図るため、重点事業について成果指標と目標値を定め、その達成状況についての評価を行うこととしています。

2 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会経済環境の変化等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う場合があります。

図3 計画の期間



3 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨とこれまでの本市の男女共同参画推進に向けた取組を踏まえ、基本理念を次のとおり定めます。

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

第二次計画で目指した『誰もがイキイキと暮らせる社会』の実現は道半ばであるため、引き続き全ての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現を目指します。

また、男女共同参画社会を男女が共に認め合い、誰もが意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会であると認識して、その実現を目指します。特に、男女格差をなくし、女性の活躍の場を増やす社会の実現を目指します。

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、一人ひとりの市民が多様な生き方をすることができて、夢や希望を実現できる社会であることを願うものです。

4 計画の目標

近年の男女共同参画をめぐる社会状況や第二次計画における取組や成果を踏まえ、計画の基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」を実現させるため、以下の四つの基本目標を設定して、積極的な施策展開を図ります。

目標1 男女平等の意識づくり

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。しかし、現実の社会では、今なお「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

本市における男女共同参画の実現のためには、市民がジェンダー（社会的性別）に捉われずに、男女平等についてよく理解し、意識を持つことが不可欠です。「男女平等の意識づくり」を本計画の基礎と位置付けて、第一の基本目標とします。

目標2 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊

重する意識を持ち、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大前提となります。ドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者は多くの場合女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、女性軽視等があり、男女共同参画社会の実現に当たって大きな妨げとなっています。

本市は、男女がそれぞれの性について理解し、DVやセクシュアル・ハラスメント[※]といった人権侵害を根絶することを目指して、「**男女の人権の尊重**」を第二の基本目標とします。

目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女平等の意識づくりとともに、政治の場、行政の場、教育の場や就労の場など、あらゆる分野において男女双方が参画する必要があります。

本市の政策や方針等の意思決定の過程である審議会等をはじめとして、様々な分野で真に男女が参画している状態を目指して、「**様々な分野における男女共同参画の推進**」を第三の基本目標とします。

目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現のためには、就労の場において男女共に能力を十分に発揮できる機会と処遇を確保されることが欠かせません。また、男女共同参画社会の実現のための課題には、女性だけではなく男性の問題もあることを認識し、男女両性の問題として扱う必要があります。

このような中で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援策により、男女が共に自己実現を可能にするとともに、「**就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進**」を第四の基本目標とします。

5 重点事業の設定

本計画を効果的に推進するため、社会情勢や本市の現状を踏まえ、本市として課題解決に向けて特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」と位置付けます。重点事業は、本計画の四つの目標の主要課題ごとに一つずつ設定して、数値目標に基づいた進捗管理を行います。

図4 重点事業一覧

基本目標	主要課題	重点事業	担当課
目標1	1 男女平等意識の啓発・醸成	事業 No. 1 男女平等に関する各種情報の提供・発信	協働推進課
	2 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり	事業 No. 1 2 育児・介護休業取得に向けての環境づくり	職員課
	3 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実	事業 No. 1 4 センターの周知	協働推進課
目標2	1 互いの性の尊重	事業 No. 1 9 性的少数者に関する講座の開催	協働推進課
	2 男女の基本的人権としての健康支援	事業 No. 2 2 心とからだの健康づくりの推進	健康推進課 スポーツ振興課
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	事業 No. 3 1 意識啓発のための情報の提供・発信	協働推進課 子育て支援課
	4 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援	事業 No. 4 9 庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課 教育指導課
目標3	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	事業 No. 5 3 各種審議会等への女性の参画促進	企画政策課 協働推進課
	2 地域社会における男女共同参画の推進	事業 No. 6 0 男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携	協働推進課
	3 防災分野における男女共同参画の推進	事業 No. 6 4 防災会議委員への女性の登用	防災安全課
	4 国際理解・国際交流の推進	事業 No. 6 5 国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催	協働推進課
目標4	1 男女とも多様な働き方のできる社会の形成	事業 No. 6 8 復職・再就職等を支援する講座の開催	協働推進課
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	事業 No. 7 2 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	協働推進課
	3 男性の家事・育児・介護への参加の促進	事業 No. 7 9 モデルケースの紹介	協働推進課

6 計画の体系

基本理念

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

基本目標

目標 1 男女平等の意識づくり

目標 2 男女の人権の尊重

目標 3 様々な分野における
男女共同参画の推進

目標 4 就労における男女共同参画とワ
ーク・ライフ・バランスの推進

主要課題

施策

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

- ①男女平等意識の啓発
- ②男女平等と人権に配慮した表現の推進

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

- ①家庭・地域における男女平等意識の形成
- ②学校等における人権尊重教育の実施
- ③市内事業所における男女平等意識の形成
- ④市役所における男女平等意識の形成

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

- ①男女共同参画センターの周知の強化
- ②男女共同参画センターの機能の充実

(1) 互いの性の尊重

- ①男女相互の身体や性の理解・尊重の促進
- ②性的少数者に対する理解と配慮の促進

(2) 男女の基本的な人権としての健康支援

- ①ライフステージに対応した健康づくりの支援
- ②女性の生涯を通じた健康支援

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援
<DV防止基本計画>

- ①被害の未然防止・早期発見のための取組
- ②相談業務の充実
- ③被害者の保護
- ④被害者の自立支援
- ⑤関係機関との連携

(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

- ①セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止
- ②セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の被害者の支援

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①本市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②事業所、農業、自営業分野における方針決定過程への女性の参画促進
- ③教育の場における女性の登用促進

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

- 地域社会における男女共同参画の推進

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

- 平常時及び災害発生時における男女共同参画の推進

(4) 国際理解・国際交流の推進

- 互いの文化・習慣の理解と尊重

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

- ①就労場における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②女性の(再)就業に向けた支援

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①仕事と生活との両立支援策の推進
- ②充実した多彩な暮らしの実現に向けた支援
- ③生活上の困難を抱える男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

- ①男性の長時間労働の縮減
- ②男性の家庭生活への参加の促進